

令和7年度第2回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び  
障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）、会議録

日時：令和8年1月27日（火）14:00～16:00

実施：リモート形式によるオンライン開催

**次 第**

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 令和7年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組について
  - (2) 障害者差別に関する相談状況について
  - (3) 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果について
- 3 閉 会

**配布資料**

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 令和7年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組について
- ・ 資料2 障害者差別に関する相談状況について（令和7年12月末時点）
- ・ 資料3 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果について

**出 席 者**

委 員・・・大村委員長、森脇委員、若杉委員、宮井委員、月岡委員、野邊委員、  
佐野委員、赤尾委員、丸山委員  
臨 時 委 員・・・稲積臨時委員、川津臨時委員、一ノ瀬臨時委員、竹内臨時委員、  
竹野谷臨時委員、塚田臨時委員、紺野臨時委員、宇土臨時委員  
事 務 局・・・障害政策課長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長  
障害政策課職員

**欠 席 者**

篠崎委員、新井委員、黒金委員、清水委員、塚越委員

**1. 開 会**

（事務局）

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は、障害政策課の荒木と申します。

本日は、皆様大変お忙しい中、第2回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前にお配りした資料といたしましては、

- 1 次第
- 2 委員名簿
- 3 資料1 「令和7年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組について」
- 4 資料2 「障害者差別に関する相談状況について(令和7年12月末時点)【取扱注意】※

5 資料3 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果について  
なお、資料2「障害者差別に関する相談状況について(令和7年12月末時点)」の詳細につきましては、個別具体的な事案でございますので、議題2「障害者差別に関する相談状況」の際に画面に表示させていただきます。

以上5点でございますが、よろしいでしょうか。

続きまして、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。オンラインでの出席委員17名、欠席の委員が5名で過半数の方が御出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第19条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

また、本日は、オブザーバーとしまして国土交通省関東運輸局共生社会推進課課長補佐中野様、国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官高木様に御出席いただいております。

続きまして、会議の公開についてですが、さいたま市情報公開条例第23条の規定により原則公開することと規定されております。本日、傍聴を希望する5名の方が傍聴会場にお越しですので、傍聴を許可したいと存じます。

ただし、議題2「障害者差別に関する状況について」は、個別具体的な差別事案を取り扱う予定ですので、非公開とさせていただきます。傍聴人の方につきましては、議題2の非公開部分に入る前にお声がけいたしますので、申し訳ございませんが、一旦御退席をお願いいたします。

ここで、皆様にお願いがございます。

本日は、多くの方にオンラインで御参加いただいておりますので、御自身が発言をする時以外は、ミュートに設定していただくようお願いいたします。御発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名後に御発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、お名前を仰っていただけますようお願いいたします。

また、聴覚に障害がある方への配慮といたしまして、手話通訳や要約筆記の方が正確に聴き取れるように、ご発言いただく際には、ゆっくりと、そして、大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、只今より第2回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会を開会させていただきます。

開会にあたりまして、障害政策課長の久保より御挨拶申し上げます。

～課長挨拶～

それでは、以後の進行を大村委員長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

## 2. 議 題

(大村委員)

はい、大村です。この後私の方で議事を進めさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは本日の議題ですけれども次第のとおり3点の議題を事務局の方で用意をしてくださっています。1点目が令和7年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組みについて、2点目が障害者差別に関する相談状況についてこちらは非公開になります。それから3つ目の議題、次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果についてということになります。

進行についてですが、最初の議題に30分、次の議題におおむね40分、そして最後の議題におおむね20分程度という形で進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、本日の議題の1番目ですけれども、令和7年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組みについてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

### 議題1. 令和7年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組について

(事務局)

それでは、議題1「令和7年度障害者差別に関する周知啓発の取組について」御説明いたします。

お配りしております、資料1、「令和7年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組について」を御覧ください。まず、「1 事業者や市民を対象とした啓発」の(1)パンフレットの作成・配布としましては、①「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」と②合理的配慮提供促進事業がございます。

まず、「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」については、例年、啓発イベントで配布を行うほか、この後御説明をいたします、合理的配慮提供促進事業の周知と併せ、市内飲食店、医療機関等へ配布をしています。

今年度は、障害のある方も利用する機会の多い事業者に対し周知を行ったほか、市内で実施された多くのイベントにおいてもパンフレットを配置していただき周知を実施し、現在10,066部程度配布をしています。

今年度新たな取り組みといたしましては、教育委員会の人権教育推進室と連携し、各公民館が開催する「人権・同和問題を理解する講座」で、外国人差別、部落差別とともに3つの差別の解消に向けた啓発パンフレット配布を実施いたしました。

なお、今後につきましては2月21日に開催を予定しております、「ノーマライゼーションカップ」においても来場者へ周知を行う予定です。

次に、合理的配慮提供促進事業について、説明いたします。

本事業の目的といたしましては、障害のある方が日常生活において利用する店舗等の事業所、例えば小売店や医療機関、飲食店、美容室等が、障害のある方に対し、合理的配慮の提供を着実に実践していただくことができるようにすることです。その中で、出前講座などを通じて、その事業者の業種ならではの困りごとやよくある事例などを説明し、合理的配慮の提供について理解を深めていただくとともに、合理的配慮を行いやすくするために、事業者等が行う合理的配慮の提供に要する費用

の一部に対し、補助金を交付するものです。

今年度からは前回報告させていただいたとおり、補助金の申請時に市が主催する出前講座「ノーマライゼーションってなに？」を受講することを申請要件に追加しており、令和7年度の申請件数は現時点で0件となりますが、出前講座の派遣や、合理的配慮の提供に関する相談については、特に理美容関係の事業者から申請、問い合わせをいただいております。出前講座の実施や、個別訪問による障害政策課職員からの説明を実施しております。

続いて、(2) 障害者等講師派遣事業についてでございます。

令和7年6月に「さいたま市障害者等講師派遣事業実施要綱」を施行し、障害者に対する理解を深めることを目的として、障害当事者を講師として、市民等の集会・会合等への派遣を実施しました。

続いて、(3) イベントにおける周知についてでございます。イベントにおける周知としては大きく3点ございます。

まず、①RB大宮アルディージャ手話応援についてですが、障害のある人もない人も一緒にサッカーJリーグのRB大宮アルディージャを手話で応援するイベントで、今年度は、8月23日(土)にNACK5スタジアムにおいて実施し、1,500名の方に御参加いただきました。当日は、市長挨拶において、障害のある方への理解について触れ、また、啓発グッズやパンフレットを配布し、ノーマライゼーションの理念について啓発を行いました。

続きまして、②障害者週間「市民のつどい」についてでございます。この「市民のつどい」は、12月3日から9日の障害者週間を記念して、障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的に実施しているイベントです。

今年度は、プラザノースと市民広場、きたまちしましま公園にて、12月6日(土)に実施しました。当日は、高嶋弘之氏による基調講演や障害者施設・団体によるステージ発表、障害者団体によるブース展示等を実施し、3,171名の方に御来場いただきました。

第1回目の権利擁護委員会で丸山委員からご意見いただきました、障害者への接し方に関する動画の放映につきましては、プラザノース2階の交流スタジオで内閣府が作成した政府広報オンライン動画を放映いたしました。

最後に③さいたま市ノーマライゼーションカップについてでございます。ノーマライゼーション条例とその理念を市民に普及啓発するために、平成24年度から実施しているイベントでございます。今年度は、2月21日に、昨年度同様、ブラインドサッカーの国際親善試合を予定しており、女子日本代表チーム対女子オーストラリア代表チームの試合を実施する予定でございます。こちらにつきましては、親善試合だけでなく、来場者へのパンフレット配布やブラインドサッカー、アーチェリー、ボッチャ、サウンドテーブルテニス等の体験ブースを設置する予定です。

続きまして、(4) 研修の実施でございます。こちらは、平成30年度からの取組となりますが、障害福祉サービス事業所を対象とした研修の中で、障害者差別に関する研修を、資料をホームページに掲載する形で実施し、障害者差別解消法について説明を行いました。

また、昨年度と同様、市内障害福祉サービス事業所等に施設長、管理者、虐待防止

等の責任者を対象に、講義・グループワーク形式の研修を障害福祉課企画管理係と実施し、85名の方に御参加いただきました。

続きまして、「2 市職員を対象とした啓発」でございますが、大きく、一般の職員を対象とした「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」と市長・副市長・局長級職員等を対象とした「ノーマライゼーション推進市職員研修」がございます。

まず、①「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施でございますが、さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に研修を実施するものでございます。対象はさいたま市役所の全部局の職員でございます。各課所室等から職員1名が参加することとし、今年度は404名の方に御参加いただきました。

また、市内のユニバーサルデザインの所管部局と連携いたしまして、体験型の研修も実施しております。

最後に、②ノーマライゼーション推進市職員研修の実施についてでございます。こちらにつきましては、市長、副市長をはじめとする、市の幹部職員が、障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に広く示すことを目的として実施するものでございます。

今年度は、11月4日に、「聴覚障害者の生活」をテーマに、さいたま市聴覚障害者協会 会長 川津雅弘様をお招きし、講義と手話の研修を実施いただきました。説明は以上でございます。

#### (事務局)

一点、補足させていただきます。こちらの周知啓発の取り組みの中の合理的配慮提供促進事業のところについて補足をさせていただきます。資料は、資料1の2ページ目のところになります。

先ほどの報告の中で、こちらの合理的配慮提供促進事業、補助金の事業、こちらについて、今年度の申請件数は0件という形で報告させていただいたところですが、この0件という数字だけだと、今年度全然実施できていないのではないかというふうに思われるところですので、こちらにつきまして補足をさせていただきます。

先ほどの説明の中でもありましたとおり、今年度からこちらの補助金の申請に際しては、出前講座受講することを条件追加をさせていただいたところでございます。合理的配慮の提供に関して、実際の相談や、説明に伺わせていただいた件数についての報告をさせていただきます。

具体的には4件の相談と説明を行いました。うち3件が、理美容店に関係するところで、1件が調剤薬局から問い合わせ、相談がございました。内容につきましては、理美容店については、合理的配慮を具体的にどういったことまで、どういったところまでやればいいのかがよくわからないといったことを相談され、合理的配慮を障害のある方に提供するにはどういった取り組みをすればいいのかといった相談問い合わせがございました。

こちらに関しては、ほとんどが電話で第1報の相談を受けたのですが、まず合理的配慮の提供について説明をさせていただいた上で、実際この4件の中で、1件は現地の方に赴かせていただいて、実態を確認させていただいて、ご説明をさせていただきました。そういう中で、実際のところ、いずれの事業者も合理的配慮なんか全然や

ってないんだけど、と一旦はおっしゃられたのですが、実際のところは、確かに入り口に段差があり、その段差を解消するということは確かに必要なのですが、それ以外に、実際に障害のある方、具体的には知的障害の方についても、受け入れをしていた実績があったり、あとはこの理美容店ではないのですが、実際に、入り口は2階を経過して通過していかなければ入れないところなのですが、1階の普段使わない通路を使って入室していただいていたりとか、実際は完全なバリアフリーにはしていないのですが、そういった対応をして障害のある方を受け入れているといった、合理的配慮の提供ができていているという実態を確認することができたところでございます。

このうち合理的配慮の提供に関して相談を受けた1件についてが、こちらの資料の2の、下段の出前講座の実施状況のところの12月1日の埼玉県理美容生活衛生協同組合の浦和支部さん、こういった形で出前講座という形につながられたものもございました。以上、合理的配慮提供についての補足の説明でございます。ありがとうございました。

(大村委員)

報告ありがとうございました。それでは今報告のあった部分について、本日いらっしやっている皆様方に関わりのある事業も多くおありになったのかなと思っておりますが、この後皆様方からご意見、ご感想などお伺いできればというふうに思っております。

丸山委員が挙手されておりますので、丸山委員からお話伺おうと思います。丸山委員お願いいたします。

(丸山委員)

丸山です。先ほどの合理的配慮提供促進事業について、補助実績がないということなのですが、利用者としては、例えばお店とか医療機関とか交通機関とか利用する際に結構困っている現状があります。第1回の時にもお話ししましたが、例えば予約サイトや予約のアプリがスクリーンリーダーに対応できてなくて予約ができないとか、お店で注文する端末とか。あとクレジットカードで決済する端末がタッチパネルになっていて、例えば店員さんをお呼びとか、暗証番号を入力することも難しいといった状況がある現状がありまして、このような問題への対応、対策費用についても、補助対象として、もっと合理的配慮が広がるようお願いしたいと考えています。また、出前講座においても、このような問題もあるということの、ぜひご説明をお願いしたいと考えています。以上です。

(大村委員)

丸山委員、ありがとうございます。予約サイトやタッチパネルなどで、街の中では困っている現状があるということで、合理的配慮の促進事業の中で、そういった物品についても扱っていただけないだろうか、出前講座でそういった困難についても共有できないだろうかというご発言がありました。事務局からいかがでしょうか。

(事務局)

障害政策課荒木でございます。丸山委員ありがとうございます。ご指摘ありがとうございます。丸山委員からご意見いただいたシステム等の改修についても、何らかの

補助であったりとか、支援できないかといったご意見につきましては、前回の6月の委員会の際にもいただいたところをごさいます、こちらに関しましては、基本的に合理的配慮の提供になってきますので、視覚障害の方であれば、タッチパネルの操作はできない。そういった際にどのようにすれば対応できるのかということで、実際には店員さんが補助するとか、そういった対応が推奨されているというのをいろいろな民間事業者を含めてお伝えさせていただいてというのが、我々の周知啓発活動の中の一環でございます。

ご指摘いただいた通り、システム改修に対する経費を市の方で負担すべきなのではないか、補助等検討したらどうかといった点なのですが、基本的に、このタッチパネルであったり、薬局とか医療機関で行うマイナンバーカードの健康保険証利用といったシステムに関しては、障害者差別解消法が構築された当時からシステムができていたならともかく、おそらく令和になってから始められたようなものであって、システム自体が誰もが使えるシステムになっていないということが根本的にございまして、自治体レベルでこういったシステムの導入時点からシステムの改修まで含め、1自治体が1民間事業所に対して補助してどうにかなるといったレベルを超えているところなのかなと感じるところが1つございます。

要はJIS規格であったり、各省庁で定められているガイドライン、こちらを遵守していただいて、そもそものシステム設計を考えてくださいといったことを改めて呼びかけさせていただくのが我々の役目なのではないかと考えてるところでございます。

ご指摘いただいた出前講座等、障害のある方たちへの合理的配慮に苦慮されている現状があるということは、出前講座の場においてであったりとか、合理的配慮を呼びかける事業所向けの周知のチラシのところにも、タッチパネルの操作の例を図に出ささせていただいて、誰もが使えるシステムになっているかといったことを、民間事業者の方に呼びかけさせていただいているところでございます。

こういった形で、誰もが使えるシステムであったり、誰もが使える施設になっているかということをお聞きかけさせていただき、引き続き呼びかけていただこうと思っております。以上でございます。

(大村委員)

今の事務局からの回答について丸山委員いかがでしょうか。

(丸山委員)

丸山です。ご回答ありがとうございます。確かに健康保険証とか大規模なチェーン店さんとかに関しては1自治体の補助ではどうにもならないというお話ではあるのですが、個人商店さんとか、いろいろな中小企業さんもあると思うので、そういうところに関してはぜひご検討いただければと思っております。以上です。ありがとうございました。

(大村委員)

ありがとうございます。事務局に確認なのですけれども、個別の案件ごとに検討いただけるということで、合理的配慮をこんな風にしてほしいという、事業所の方から申し出があった場合には、案件ごとにご検討いただけるという風に考えてよろしい

のでしょうか。

(事務局)

はい、そうですね。随時、状況もそれぞれ違って来るかと思imasuので、状況を確認させていただいて、必要に応じて現地確認等させていただき、こういった形で合理的配慮を提供することが可能なのか、理想的なのかということを経済的対話も含め、確認と呼びかけをさせていただこうと思っております。

(大村委員)

本委員会に参加されている委員の皆様は、合理的配慮についてかなりお詳しい方がいらっしやったり、それからテクニカルにどのように解消すればいいのかということも、よくご存知の方が多いかなというふうに思imasuので、事務局だけで問題を解消せずに、ぜひ委員の皆様のご知恵を使っただけだと嬉しいなと思ながら伺っただけです。ありがとうございます。

議題の1に関してその他、ご意見や感想などでも構いませんので伺いたいと思imasuすがいかがでしょうか。赤尾委員、いかがでしょうか。

(赤尾委員)

公募委員の赤尾です。障害を持つ子どもの親としては、やっぱりこの合理的配慮の部分では医療機関に関しては本当に困りごとが多いです。障害のある子どもを病院に連れて行くのが大変だったりというところで、今の一般の病院はあまり配慮をしていただけないところがあって、いつも市などに要望していることとしては、障害者専門の病院を作ってくださいというような内容で、お願いをしているところです。

本当ならば一般の病院で合理的配慮をしていただけるとありがたいなと思っただけなので、毎年訴えていることではあります、周知をしていただくとありがたいです。

具体的に困っていることとしましては、病院でなかなかこう待てなかったり、声を出してしまっただけで外に出されてしまっただけとか、そういったこともあるので、ぜひ困っているということをお願いしたいです。以上です。

(大村委員)

ありがとうございました。病院で診察にお子さんを連れて行く時に、お子さんが待ってなかったり、声を出してしまうという問題などもあり、病院での合理的配慮を求めるといふ、そういうご発言だったかなと思imasu。ありがとうございます。続いて、佐野委員いかがでしょうか。

(佐野委員)

今、少し席を外していたのでご質問の内容をきちんと把握しているかわからないのですが、合理的配慮促進事業のチラシの配布先に、飲食店とか理美容室、あと公衆浴場があって、その中で理美容室の方から出前講座につながったというようなお話を伺ったのですが、私の記憶違いかもしれないので定かではないのですが、その前の年とか、その前の年あたりも、理美容室とか公衆浴場は同様に対象に上がっ

ていたと思うのですが、他の業態等に関してはどのような働きかけがなされているのかわからないのをちょっと疑問に思ったのですけれども、いかがでしょうか。

(大村委員)

ありがとうございます。理美容店以外の業種についての働きかけについてはどうかということでご質問がありました。時間の制約があるので一巡委員の方々にご質問や、ご意見を伺ってから、事務局よりまとめてご返答いただきたいというふうに思っております。それでは続いて野辺委員お願いできますでしょうか。

(野辺委員)

人権擁護委員の野辺です。合理的配慮ということで、人権擁護員としては合理的配慮に入るかと思うのですが、人権教室というのを開いております。

さいたま市の方でも、さいたま10区の中で、幼稚園、それから保育園、小学校、中学校、高校と、さいたま市だけでも13件、今年度の数値はまだ集計できていないのですが、昨年度人権教室を行っております。

子どもたちに合理的配慮ということで、子どもたちが小さい時から人権意識、すなわち自分たちと違った環境の子だから、お耳が聞こえないとか、目が見えないとか、そういう子供たちに対してどうしても配慮したがります。

そういう中で子供たちに対しては人権教室でそうじゃないんだよ、みんな仲良くしようねって子供たちに周知をしております。みんな同じなんだよ。ちょっと形が違って同じじゃないと。人権教室として行っております。ごめんなさいちょっとずれてるかもしれませんが。

(大村委員)

ありがとうございました。人権教室をされていて、子どもたちに対して啓発をしてくださっているその効果等も含めてご共有いただいたかなと思います。ありがとうございます。続いて埼玉弁護士会月岡委員いかがでしょうか。

(月岡委員)

はい、月岡でございます。私の方で、申し上げたい点としましては、1のパンフレットの作成、配布のところで、企業等で飲食店1,424部ということで、エリアを特定して配布されているのですが、合理的配慮提供促進事業1の丸2の方で、同じく飲食店の方で配布部数が多いということになっています。この違いの理由を教えてくださいましたらなというところがございます。

来年度あるいは各個別の取り組みなどで、他のここに書いてある区以外の飲食店等への配布をされているのか、されてなければ来年度以降、そういったお考えがあるのかどうかという点を伺いたいと思いますし、先ほど別の委員からも意見ありましたが、飲食店、理美容店、公衆浴場以外の民間事業者へのパンフレットや合理的配慮のチラシの送付を検討されているのか。されてなければ、ぜひ検討をしていただきたいと考えての意見でございます。一部業種、一部エリアに限らず、県内あまねく、広く送付いただければ重層的な理解が、市内、市外において進むのではないかと考えての意見でございます。以上でございます。

(大村委員)

はい、ありがとうございます。パンフレットの配布に関わるご意見として承りました。後ほど事務局からお答えいただこうと思います。それでは、大宮厚生病院の宮井委員、お願いいたします。

(宮井委員)

そうですね。私も他にどのようなところに配布されているのか、気になったので、同じように教えていただければと思います。

(大村委員)

はい、ありがとうございます。先ほどのご発言、何人かからありましたけれども、同様のご意見、ご質問だったかと思います。続きまして、若杉委員、お願いできますでしょうか。

(若杉委員)

四医師会を代表して出席させていただいております。若杉です。このパンフレットの対象が医療機関というふうに書かれておりますので、前回でしたかね、会場に補助犬を連れて待合室に入った件について問われたような気がするのですが、その件につきましては地元の医師会でも伝えさせていただきました。

(大村委員)

はい、ありがとうございます。続いて森脇委員からお願いいたします。

(森脇委員)

森脇です。青山学院大学の心理学の教員をしております。まず、これまで多くの理解啓発の企画および実施を進めてこられた事務局の皆さまに感謝申し上げます。前向きに取り組んでいくべき分野であると考えておりますが、その企画から実施に至るプロセスが多層的に変化し、発展している点は非常に素晴らしいと感じております。

2点の質問と1点の報告を申し上げます。

まず1点目の質問ですが、市職員の方々を対象とした啓発を毎年実施していただいております。アンケート結果からも理解度の向上が見られ、良い効果が出ていると感じております。400名ほどの職員の方に参加いただいているとのことですが、これは市全体の職員数のうち、どの程度の割合に相当するのか、概算で構いませんのでお伺いしたいと思います。

また、障害の種別を順次変えて講義を行っているとのことですが、内容に偏りが生じていないか、あるいは特に窓口業務に携わる職員には十分な理解を持っていただく必要があると考えております。その点について、把握されている状況があれば教えていただければと思います。

次に2点目は、報告を兼ねた内容です。私は臨床発達心理士という心理職の資格の職能団体において、埼玉支部の役員を務めております。今年、臨床発達心理士の全国大会を埼玉県のスニックスティで開催いたしました。その際、埼玉県における障害に関するさまざまな取り組みを公開シンポジウムとして企画・実施し、さいたま市から

もご登壇いただき、市の取り組みをご紹介いただきました。全国の参加者に向けて報告する機会となり、事務局の皆さまにもご尽力いただいたと感じております。

以上です。

(大村委員)

ありがとうございます。市の職員を対象とした啓発について、その割合がどのぐらいの割合になっているのかというご質問だったかと思います。

2つ目は、この市の取り組みを全国に発信する機会があったということで、職能団体に広げてくださってありがとうございます。

時間制約もありますが、臨時委員の方々からもお話をお伺いできるかなと思いますので、ご発言がある方がいらっしゃれば挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。そうしましたらこれまでの質問について事務局からお答えをお願いいたします。

(事務局)

事務局障害政策課荒木でございます。まず、合理的配慮提供促進事業におけるパンフレットやチラシの配布業種についてご説明いたします。ご報告のとおり、医療機関、歯科医院、薬局等に加え、当事業は令和元年度から開始しており、医療機関および薬局については、ほとんどの年度で継続して送付しております。

近年では、市内飲食店に対し地域ごとに分けて配布したほか、令和6年度からは理美容店にもパンフレットを配布しております。また、最近は送付しておりませんが、令和元年度・2年度には不動産会社、令和3年度には市内の銀行やスーパーにも送付した実績がございます。

今後も、特に障害のある方が利用する機会の多い業種を中心に、パンフレットやチラシの周知を進めてまいります。委員の皆さまから、配布対象として適切と思われる業種についてご助言をいただければ幸いです。可能であれば、パンフレットやチラシの配布をきっかけに、出前講座の実施にもつなげていきたいと考えておりますので、その点も含めてご意見をいただければと思います。

次に、月岡委員からご指摘いただいた資料1の1ページ目と2ページ目の部数の差についてご説明いたします。飲食店向けに送付したパンフレットは1,124部、チラシは3,529部となっておりますが、これはパンフレットの在庫が十分に確保できず、約1,000部程度しか用意できなかったためです。実際には、飲食店には3,529店舗分のチラシを送付しておりますが、パンフレットはそのうち約1,000店舗分のみの送付となり、この差が生じたものです。

最後に、さいたま市職員向け研修についてです。例年、約400名の市職員を対象に、行動に集まっていただく形式で研修を実施しております。市職員数は、市長部局が約7,300人、教育委員会（教職員を含む）も同程度の約7,300人、さらに消防や水道局の職員を加えると、令和7年4月1日時点で市職員全体は16,538人となっております。

ただし、学校教職員には本研修の呼びかけを行っていないため、実質的には市長部局の約8,000人を対象として、各課1名ずつ参加いただく形で「思いやりの心を育む研修」を毎年実施している状況です。以上です。

(大村委員)

ご説明ありがとうございました。まず、パンフレットに関しては、不動産会社や銀行、スーパーといった業種にも過去に配布した実績があるとのこと、また今後についても、配布を希望する業種があれば委員から事務局へ知らせてほしいとのご意向を確認いたしました。委員の皆さまにおかれましては、ぜひご希望があれば事務局へお伝えいただければ幸いです。

次に、市職員の研修受講者の割合についてですが、ただいま事務局よりご説明いただいたとおりでございます。

それでは、ただいまのご説明内容に関して、委員の皆さまからご発言のある方はいらっしゃいますか。特に森脇委員、佐野委員、月岡委員いかがでしょうか。

(月岡委員)

特にございません。ご説明ありがとうございます。

(森脇委員)

森脇です。お調べいただき、ありがとうございました。おおよそ5%程度であることが分かりました。各部局から代表として1名の方に参加いただいていると思いますが、その方が部局に戻られた後、どのように内容が共有されているのかという点までフォローできると、さらに良いのではないかと考えております。以上です。

(大村委員)

他に事務局からの回答に関わって何かご発言等ある委員の方はいらっしゃるでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら1番目の議題につきましては以上とさせていただきます。

それでは次の議題に移らせていただきます。議題の2番目、障害者差別に関する相談状況についてということで、事務局からご説明をお願いしたいのですが、ここから個人情報を含む資料の説明に入りますので、事務局の方でコントロールをお願いできるでしょうか。

(事務局)

傍聴人の方、退室されました。

(大村委員)

それでは引き続き議題の2に関わりまして、事務局から説明をお願いいたします。

## 議題2. 非公開

## 議題3. 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果について

(事務局)

はい、それでは議題3、次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

本市では、次期障害者総合支援計画の策定に向けた基礎資料を得ることを主な目的として、昨年10月にアンケート調査を実施いたしました。本日はそのうち差別や偏

見を感じたことがあるかという設問を中心にご報告いたします。

本アンケートは障害者政策委員会でご審議いただいた上で実施したのですが、本設問は本委員会の所管とも深く関わる内容であることから、今回ご説明させていただくものになります。

まず調査の概要です。調査対象者はさいたま市内にお住まいの方で、資料3に記載しております通り、障害者手帳をお持ちの方などを対象に無作為抽出して送付、また一部団体や病院などを經由して配布しております。配布数は6,300件、有効回収数は3,488件、有効回収率は55.4%でした。

次に結果についてご説明いたします。次のページをお願いします。資料中ほど矢印で示しております右側の表をご覧ください。こちらは普段の生活の中で障害のある方に対する差別や偏見を感じたことがあるかという問いに対する回答になります。表の最上段 全体を見ますと、よく感じる、時々感じると回答された方は36.2%。あまり感じない、感じないと回答された方は45.1%となっております。その下には障害種別ごとのクロス集計結果を掲載しております。よく感じる、時々感じると回答した割合が最も多かったのは、下から3つ目の表の中にあります強度行動障害強度行動障害で69.0%。また上の表の知的障害の丸A、Aの方も60%を超える結果となっております。

発達障害については下の方に見えてますけれども、発達障害については療育手帳をお持ちでない場合でも57.6%と高い割合を示しており、精神障害、上の表の精神障害精神障害者と書いてあるところについても49.3%と半数近くに上っています。

一方、身体障害については概ね20%台から30%台となっており、知的障害や精神障害と比較すると低い傾向にありますが、聴覚障害1、2級の方では41.5%と比較的高い割合となっております。

これらの結果から、外見からは分かりにくい障害について周囲の理解が得られにくく、差別や偏見を感じやすい状況にあるのではないかと考えられます。市では、先ほど議題1でご説明いたしました通り、障害者差別解消に関する周知啓発の各取組を進めております。今回の設問結果は、そうした取組の効果を測る一つの指標になると考えております。

本アンケートは3年ごとに実施しており、次回以降も本設問を継続して設け、経年的な変化を把握していきたいと考えております。

続いて次のページをご覧ください。こちらは障害への理解を深めるために特に力を入れるべきことという設問の結果になります。最も多かった回答は、小中学校・高校・大学等における福祉教育の充実でした。現在、小学校・中学校では、それぞれの学校において福祉教育が実施されておりますが、議題1でご説明した障害者等講師派遣事業は、こうした学校現場の福祉教育を後押しする取り組みになると考えております。障害当事者の方やご家族から児童・生徒に直接お話しいただくことで、より深い理解につながるものと期待しております。

来年度につきましては、現時点では予算は未確定ではありますが、今年度よりも予算を増やし、取り組みを拡大していきたいと考えております。

次に多かった回答は、障害者差別解消法や障害者雇用促進法を市民に広く知らせ、理解を促すことでした。どのような方法が効果的な啓発につながるのかにつきましては、今後も検討を重ねてまいりたいと考えております。その他の回答につきましては詳細な説明は省略いたしますが資料の通りとなっております。また表の右から4つ

目にありますその他の記載内容は最後のページにまとめております。

次に進みましてノーマライゼーション条例の認知度に関するアンケートです。依然として全く知らないという回答が多く、周知・啓発についてより一層取り組んでいく必要があると考えております。本アンケートの結果を踏まえ、今後の施策、取り組みについて引き続き検討を進めてまいります。私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(大村委員)

ご報告ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に関しまして、皆様からのご意見、あるいはご質問などを承りたいと思います。いかがでしょうか。はい。丸山委員、お願いいたします。

(丸山委員)

丸山です。よろしくお願いいたします。今回のアンケートにつきまして、ウェブ回答にご対応いただいたことで回答率が約 10%向上し、また障害種別や等級によるクロス集計が可能になった点は非常に良かったと感じております。ありがとうございます。

結果についてですが、資料3のアンケート結果にある問34では、ノーマライゼーション条例の認知度が全く向上していないことが示されております。また、先週傍聴した政策委員会でのアンケート結果、問19では、「合理的配慮の必要性がない」「わからない」といった回答が相当数見られました。さらに、前任の権利擁護委員からも、さいたま市は人口規模に対して相談件数が非常に少ないとの指摘を受けております。

これらの点から、障害当事者が自らの権利を守るために必要な法令や制度に関する情報が十分に伝わっていない状況がうかがえます。障害当事者に対して、条例や法律・制度に関する啓発をより一層進める事業が必要であると考えております。

以上、意見として申し上げます。

(大村委員)

丸山委員、ご発言ありがとうございました。アンケート結果から、障害当事者の方々がノーマライゼーション条例をご存じない、あるいは合理的配慮について理解が十分でないといった状況が示されており、当事者自身が自らの権利を守るための情報を十分に得られていないのではないかとというご指摘をいただいたものと受け止めております。

この点につきましては、後ほど委員の皆さまからもご意見を伺えればと考えておりますので、ひとまずご発言を承り、後ほど議論の時間を設けたいと思います。

それでは、その他にこのアンケート結果についてご意見やご質問のある方はいらっしゃいますか。はい。竹野谷委員お願いいたします。

(竹野谷委員)

支援センターささぼし竹野谷です。問32の「普段の生活の中で差別や偏見を感じたことがありますか」という設問についてですが、「よく感じる」「時々感じる」と回答した割合は、知的障害のある方のほうが高いというご説明があったと思います。そこで、具体的にどのような場面で差別や偏見を感じているのか、その内容が分かれば

教えていただきたいと思いました。

また、これは感想になるかもしれませんが、普段から差別や偏見を感じていると回答している一方で、実際に「差別ではないか」として挙げられる案件数が非常に少ないという点に、私は大きなギャップを感じています。委員の方からもお話があったように、当事者の方ご自身が、関連する法律や自分の権利について十分に知らないこと、さらに「こうしたことを言ってよいのだろうか」とためらい、なかなか言葉にして伝えられないという状況があるのではないかと考えています。

私自身、たまたま虐待対応に関する研修に県や市のスタッフとして長く携わってきましたが、当事者の方は「普段お世話になっているから言いにくい」「こんなことを言ったらわがままと思われるのではないか」と感じ、意見を表明しづらいという小さな声を多く聞いてきました。

そのため、先ほどの議論とも重なりますが、当事者の方に対して「言ってよいのだ」ということを含めた周知・啓発の取り組みが、より一層必要であると感じました。以上です。

(大村委員)

ありがとうございます。アンケートでは、障害のある方々が差別や偏見を感じたことがある方がかなりいらっしゃるにもかかわらず、相談に結びついていない。それから差別案件として上がってこないというところのギャップ。あわせて先ほど丸山委員と同様に障害のある方、当事者に対してそういったメッセージなどもお伝えする必要があるのではないかとこのところでご発言いただきました。ありがとうございます。先ほど川津委員が挙手をしてくださっていました。川津委員お願いします。

(川津委員)

河津です。今のお話を伺いまして問 32 番、「あなたは普段の生活の中で 障害がある人に対して差別、偏見を感じたことがありますか」というような内容があったかと思うのですが、普段の生活の中で、例えば家庭とか職場とか、または外出したときの状況というのは種別がいろいろあると思うのですが、そこら辺をまとめて集約されてしまっているってということなんでしょうか。そこをお伺いしたいです。

(大村委員)

川津委員ありがとうございます。今のご質問ですが、問 32 は「障害のある方に対する差別や偏見」について尋ねるもので、この差別や偏見が、私的な範囲のものを指しているのか、法律上定義されている範囲に該当するのか、あるいはその両方が混在している質問なのか、という点を確認したいという趣旨だと理解しました。

この点については、事務局の方からご説明いただければと思います。

(川津委員)

もう一点ございます。先ほど報告があった問 33 の「その他」の自由回答についてですが、106 件の回答の中からいくつかの意見が挙げられており、5 項目ほど整理されていると思います。

そこで伺いたいのは、これらの意見を行政としてどのように受け止め、その後どのように課題を共有し、検討していくのかという点です。単に意見を受け止めて終わりにするのではなく、市として今後どのような行動につなげていくのかについて、お話を伺いたいと考えています。以上です。

(大村委員)

ありがとうございます。このアンケートでの意見を踏まえて、行政としてどのように対応するのかというところで、もしかすると政策委員会の方の議論になるかもしれませんが、事務局からお答えいただければと思います。いかがでしょうか。事務局、お願いいたします。

(事務局)

まず、問 32 についてです。障害のある方への理解に関する「差別や偏見を感じたことがあるか」という設問が、私的な範囲での差別を指しているのか、あるいは障害者差別解消法に基づくような明確な差別事案を含むのか、その区別についてのご質問だと理解しています。

この点については、問 32 に記載されている通り、「普段の生活の中で、障害のある方に対する差別や偏見を感じたことがありますか」という、非常に端的な質問にとどまっています。そのため、回答者がどのような内容を差別と捉えて回答したのか、具体的な状況や背景までは把握できるアンケートにはなっておりません。

また、竹野屋委員からご質問のあった「差別や偏見を感じた具体的な内容」についても、同様にこの設問では尋ねていないため、今回のアンケート結果から具体的な差別事例を把握することはできません。ただし、自由記述欄（問 33「その他」）の中には、障害のある方が実際に感じた差別や理不尽な経験が記載されている可能性があります。これについては、自由記述の内容を精査する必要があります。

次に、問 33「障害のある方への理解を深めるために力を入れるべきこと」について、この調査結果を受けて市としてどのように行動し、施策に反映していくのかというご質問です。

本アンケート結果については、障害者政策委員会にも報告しており、今回の権利擁護委員会でも、理解促進のための政策の方向性や重点をどこに置くべきかについて議論いただいています。これらの意見を踏まえ、来年度策定予定の障害者総合支援計画の参考とする予定です。

特に、回答の中で最も多かった「小中学校・高校などにおける福祉教育の充実」は、障害当事者からの要望として比率が高く、見過ごすことのできない重要な要素であると認識しています。そのため、このアンケート結果を教育委員会にも共有し、学校現場での福祉教育の充実に力点を置きながら、合理的配慮の提供や障害理解の促進に向けた取り組みを進めていく必要があると考えています。以上です。

(大村委員)

ありがとうございます。今のお話で理解できたのですが、問 32 の「障害のある方に対する差別や偏見を感じたことがあるか」という設問については、障害者差別解消法の対象となる企業や事業所などにおける差別だけでなく、同法の対象範囲ではない

個人間のやり取りも含めて回答されているということだと理解しました。ありがとうございます。

そのため、この結果から「法律に基づく差別案件がこれだけある」と直接読み取ることはできず、法的な差別事案の件数として捉えることは難しいという点も確認できました。ありがとうございました。

それでは、第3の議題に関して、最初に丸山委員からご発言があった「障害のある当事者の方々が、自身の権利を守るための情報を十分に知らされていないのではないか」「合理的配慮とは何か分かっていないのではないか」「どのように伝えればいいのか、あるいは言うていいのかどうか分からないのではないか」「差別がいけないということ自体が伝わっていないのではないか」といったご指摘についてです。

この点に関して、皆様が日頃感じておられること、また本日は団体の方々も参加されていますので、各団体で取り組んでいることなども含めて、ご共有いただければと思います。

ご発言をお願いしたいのが一ノ瀬委員とそれから竹内委員。それから、川津委員からご発言いただけたらと思いますが、当事者の視点から、差別解消法やノーマライゼーション条例、合理的配慮といった内容が、どの程度浸透しているのか、どのくらい理解されているのかについてお伺いしたいと思います。

また、団体や仲間の中でどのように対応しているのかについても、ご共有いただければありがたいです。さらに、課題意識や問題意識があれば、併せてお聞かせいただければと思います。

竹内委員からお願いできますでしょうか。

(竹内委員)

竹内です。私は15年ほど前から、人権委員会などで自身の体験談をお話しする活動を続けています。やはり「知らない」ということが大きな障壁になるため、できるだけ多くの方に知っていただきたいという思いで、体験談を積極的に伝えてきました。

私が関わっている当事者会（自助グループ）では、月に1回必ず集まり、情報共有や問題意識の共有を徹底して行っています。また、年に1回は大きな講演会を開催し、一般市民の方にも理解を深めていただけるよう活動しています。

特に精神障害については、見た目では分からないことも多く、理解が十分に広がっていないと感じています。そのため、「こうした障害がある」ということを周知し、理解を広げていくことが、自分たち当事者の役割でもあると考えています。以上です。

(大村委員)

ありがとうございます。今のお話は、障害について発信していくという観点でご説明いただいたものだと思います。

一方で、障害のある当事者自身が、合理的配慮について十分に知らない、あるいは「これが差別に当たるのかどうか」「どのように助けを求めればいいのか」といった点について、十分に理解していないのではないかという指摘があります。こうした点について、当事者の方がどの程度ご存じなのか、またどのような課題があるのかという点を伺いたいという趣旨です。この点に関しては竹内委員いかがでしょうか。

(竹内委員)

やはり、当事者の中でも理解の程度には二極化があると感じています。知っている人はよく理解している一方で、全く知らない人は本当に知らないままです。この二極化をどうにかして縮めていきたいと考えています。

現在は SNS やインターネットなどがありますが、情報に触れられる機会を増やすことが重要だと思っています。

また、当事者会や病院のデイケアなどにつながっている人は比較的情報に触れやすいのですが、家にこもっている未治療の方がどれくらいいるのか、私自身も気になっています。そうした方々が、どのように情報に触れられるようにするかが、非常に重要なポイントだと感じています。

(大村委員)

ありがとうございます。何かつながりがあったり、当事者会などとのつながりがある方は、そこで啓発の機会などがおありになるけれども、そうではない方々はもしかすると十分ご存知ないかもしれないということですね。ありがとうございます。続いて一ノ瀬委員いかがでしょうか。

(一ノ瀬委員)

一ノ瀬です。当会では、「知的障害とはどういうものか」をテーマに、P&A（権利擁護）活動を行っています。さいたま市からお声がけいただき、「ふれあい学習」という名目で小学校に出向き、知的障害について児童にお話しする取組みを年に1回実施しています。ただ、年1回・1校ずつという形のため、広がりという点では地道な活動になっていると感じています。

合理的配慮については、親の間でも理解に差があり、知っている人はある程度分かっているものの、「わがままと思われないか」「これは正当な要求として言ってよいのか」という線引きが難しいという声があります。私たち自身も、引き続き学んでいく必要があると感じています。

また、知的障害のある本人に対して合理的配慮の考え方を伝えることも、現状では容易ではありません。もっと分かりやすく伝えられる方法があればと考えています。以上です。

(大村委員)

ありがとうございます。確か育成会さんの方でも、合理的配慮についての研修会を確か実施されてらっしゃいましたよね。

(一ノ瀬委員)

令和7年1月には、大村先生をお招きし、「合理的配慮の基本のき」というテーマで、知的障害のある方に対する合理的配慮について、どのようなことを求めてよいのか、またどのような場合に差別に当たるのかといった基本的な内容を学ぶ機会を設けました。

ただ、4月以降については、合理的配慮に関する取組みを実施していないように

思います。すぐに思い出せず申し訳ありません。

(大村委員)

ありがとうございます。必要性も感じていらっしやって、そういう講演活動など、講演会などもされている、そういう経緯があるということで理解をいたしました。ありがとうございます。続きまして河津委員いかがでしょうか。

(川津委員)

河津です。私たち耳が聞こえない団体としましては、差別、また合理的配慮とは何ということに関して、やはり情報共有はできていなくて、知っている人、知らない人、様々だと思っています。

合理的配慮についておかしいと思っても、やはり我慢される方が、何か言われてもしょうがないとか、親から我慢しなさいと言われて我慢をして育ってきたような、そういう人が多いです。

我慢できない状況が生じた場合には、例えば手話通訳者と一緒に交渉を行うこともあります。また、権利が十分に保障されない場合には、相談員につないで相談し、自分の気持ちを訴えることができるケースもあります。

しかし、実際の状況を見ると、学習の場があまり整っていないというのが現状です。聞こえる人の団体や、手話ができる聞こえる人たちと一緒に学ぶ場がまだ十分に確保されておらず、今後はそうした団体と協力しながら、共生社会の実現に向けて理解を広めていくことが課題だと考えています。

皆さんとともに、この課題について考えていく必要があると思っています。以上です。

(大村委員)

ありがとうございます。これまでご発言を伺いますと、ノーマライゼーションや合理的配慮について市民にどのようにして理解してもらって視点で広報をずっと続けてきたわけですが、それだけでなく、障害のある当事者に対してもこの合理的配慮だったり差別禁止だったり差別の解消だったりについて十分理解してもらう必要があるということをご委員の立場でお話くださったように思いました。ありがとうございます。

可能でしたら森脇委員にお尋ねしたいのですが、大学の現場でも、同じような状況が起きているのではないかと感じています。大学には障害のある学生が入学してくるため、これまで教職員向けに多くの研修を実施してきた経緯があると思います。しかし、最近ではそれだけでは不十分で、別の取り組みも必要だという認識が広がっているのではないかと考えています。

その点について、森脇委員のご経験や、当事者がこうした情報を知ることの重要性などについて、お話しいただけると助かります。

(森脇委員)

ありがとうございます。森脇です。私は青山学院大学で心理学の教員をしています。学生は非常に意識の高い学科に所属していますが、それでも全ての大学生が障害につ

いて十分理解しているわけではありません。これは障害のある当事者の学生についても同様で、理解が不十分な部分があると実感しています。

教職員向けの研修は、形式を整えやすいため実施しやすく、周囲の理解を深める取り組みとしては進めやすい側面があります。しかし、当事者自身に情報を伝え、自分の権利について理解してもらうプロセスは、1回の研修で完結するものではないと感じています。その方の理解の状況に合わせ、時間をかけて説明していく必要があります。突然「権利」と言われても、なかなか実感として捉えにくいのではないかと思います。

そのため大学では、当事者の団体や、小規模なコミュニティ、例えば障害のある学生同士が時々出会い、お昼を一緒に食べるといった場面を仕組みとして作っていく取り組みが広がってきているように思います。

また、少し提案としてお伝えしたいのですが、今回のアンケートは回収率が非常に高く、一般的な調査では50%を超えることはほとんどありません。大規模調査を行う立場としても、5割を超えるのは非常に高い数字であり、当事者の方々の意識の高さが反映されていると感じます。

このため、調査そのものの設計を工夫することで、当事者の方に情報を伝える機会をさらに増やせるのではないかと考えています。例えば、回答できた方が50%を超えている一方で、回答できなかった方の声をどう拾うかという視点も必要です。また、「差別」「偏見」「配慮」の内容は非常に難しかったり、どういうことを聞かれているのか理解できないといった場合もあるため、より具体的な項目設定が必要だと感じました。

もう一つは、回答してくださった55%の方々に結果をお知らせすることが重要だと思います。市としての対応方針は回答するには議論が必要であり、時間がかかってしまうと思うのですが、まずは集計結果——例えば「何%の人がこう答えた」「障害種別ごとの傾向」など——を返すだけでも、当事者の方々が他の障害種別の状況を知る機会になります。

自分の団体内だけでなく、他の障害種別の状況を知ることで、働きかけの違いや必要な支援の差にも気づいていただけるのではないかと思います。

調査の設計としては、デルファイ法のように、回答者にすぐ結果を返し、それを踏まえて再度回答してもらうという段階的な方法もあります。その過程で、ノーマライゼーション条例などについて説明を加えることも可能で、当事者への情報提供の機会を増やすことにつながると考えています。以上です。

(大村委員)

ありがとうございます。森脇委員がお話くださったのは、いわゆる心理的安全性についてだと理解しました。「こうしたことを話してもよい」という関係性があり、また、それを表出しても攻撃されないという担保がある状態で、建設的な対話に持ち込むという経験が非常に重要であるという点を示していただいたのだと思いながら伺っておりました。そのプロセスに寄り添うことの大切さについてお話しいただいたのではないかと受け止めています。

また、調査に関しては、さまざまな方法がある中で、今回はワнтаイムの横断調査という形でしたが、横断調査に限らず詳細設計を組むことで、さいたま市において当事者の方々と調査を通じてよりよく交流する方法があるという点を共有いただけた

のではないかと思います。ありがとうございます。

続いて、丸山委員からご発言いただいた「当事者の方々に十分に情報が届いていないのではないか」という点についてですが、竹内委員からは二極化しているというお話もあり、また、川津委員や一ノ瀬委員からも、情報が十分に届いていなかったり、保護者の理解が十分ではないといったご指摘がありました。簡単なことではないと感じましたが、やはり何らかの取り組みが必要であるということも感じたところです。

そのため、この点については事務局で一度持ち帰っていただき、今後少し検討を進められるとよいのではないかと考えながら伺っておりましたが、そのような方向性でいかがでしょうか。ありがとうございます。

その他、この3番目の議題に関してご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(赤尾委員)

公募委員の赤尾です。先ほど委員からもお話があって、問 32 の障害のある方に対する差別や偏見を感じたことがあるかという問いについて、知的障害の枠、パーセントがすごく高かったというところと、ただ高いのにも関わらず、差別や偏見などの案件が出てきてないのはなぜかといった話がまた委員からあったのですけれども、知的障害や発達障害のある子どもたちなどは、やはり見た目ではわからない障害で、恐らく普段公共の場とかでも、急に大声をあげたりとか、急に動き出したりとか、パニックを起こしたりすることもあったりもするので、そういった時に、他の方からの怖がるような目とか、白い目で見られるっていうところで、差別や偏見を感じていると思います。

また、知的障害や発達障害のところの回答している方は、おそらく本人ではなく、支援員や保護者が回答している場合が多いのかなとも思いました。

本人ももちろん傷ついているけど、きっと保護者の方も傷ついているから差別や偏見を感じているっていう数字が大きくて、ただ案件として上がってこないのは、やはり自分の子供が迷惑をかけているとか、うるさくしてすみませんという思いもあって、なかなか声を上げられないのかなというふうにも感じました。

そういったところで、社会のあの理解が深まってほしいな、障害理解が深まってほしいなというふうに思っております。以上です。

(大村委員)

ありがとうございました。ええ、資料3の問 32 に関わって、解釈についてご経験を踏まえてお話くださったかなと思います。ありがとうございます。

ご発言のある方は他にいらっしゃいますでしょうか。特になければ、こちらでご用意した議題は以上になりますが、皆様方の方で何か議題をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

それではないようですので、全ての議事が終了したということで、進行を事務局にお返ししたいと思います。進行にご協力くださいますと、ありがとうございます。

### 3. 閉会

(事務局)

皆さま、本日は長時間にわたり貴重なご意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

た。

なお、臨時委員の皆様につきましては、今年度末をもって任期満了となります。臨時委員の皆様には、約2年間にわたり本市の障害者施策の推進にご尽力いただきましたこと、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

次期臨時委員につきましては、今後選任手続きを行う予定です。改めて委員をお願いする方もいらっしゃるかと存じますが、その際にはどうぞよろしく願いいたします。

次回の会議の予定につきましては、年度が変わってしまいますが、決定次第ご連絡いたします。

以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、これにて失礼いたします。